

打ち上げ数1万発!

東海地区最大級の2尺玉!

桑名水郷花火大会

とき 7/27(土) 19:30~20:30 雨天時などは7/28(日)に順延

場所 揖斐川河畔

ネット中継は
こちらから



<https://m.youtube.com/live/EQT2UYFGc0Y>

入場チケットは
こちらから



<http://www.city.kuwana.lg.jp/kanko/tokushu/hanabi/ticket.html>

今年も桑名水郷花火大会を開催します。会場内には無料観覧エリアはありません。今年はグループで楽しんでいただける8人用スペースを新設、人気のカメラマン席を増席しています。会場でご覧になる場合は、上記URLより入場チケットをお買い求めください。(チケットは売り切れ次第終了となりますので、ご了承ください。)

問 物産観光案内所 ☎・FAX 21-5416



会場および駐車場マップ



会場および交通規制

- 当日は、会場図のとおり交通規制(17:30~22:00)を行います。
※区域内にお住まいの人も通行できません。ご理解、ご協力をお願いします。
- 臨時駐車場は整備協力金(2,000円)が必要です。
- 帰りは駅が混雑します。往復切符を購入するなど混雑緩和にご協力ください。
- 開催日、コミュニティバスの東部ルート第1~6便(桑名駅前⇄有楽町)区間を運休します。

花火翌日の清掃活動に参加しませんか?

花火大会の翌日は、毎年早朝からたくさんの方が参加し清掃活動を行っています。ぜひ、清掃活動にご参加ください。

とき 花火大会翌日 5:00

場所 住吉浦休憩施設

持ち物 火ばさみなど

※駐車場に限りがあります。可能な限り乗り合わせてお越しください。
※軍手、ゴミ袋は用意します。

花火大会の駐車場、事前確保で当日ラクラク

- ① 予約制なので必ず駐車できる!
- ② 入出庫自由!
- ③ オンライン決済で現地精算不要

特P



後期高齢者医療制度、桑名市国民健康保険に 加入の人へ大切なお知らせ

後期高齢者医療制度に加入の人へ

お知らせ ① 7月中旬に新しい後期高齢者医療被保険者証(保険証)が届きます

新しい保険証(若草色)が、7月中旬に簡易書留で三重県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。ピンク色の保険証は8/1(木)以降は使用することができません。

お知らせ ② 限度額適用認定証など認定証は自動的に更新されて届きます

病院の窓口へ提示すると、窓口の一部負担金や入院時の食事負担額が減額されるこれらの認定証は、すでに持っている人で今年度も所得区分に変更のない場合は自動的に更新され、三重県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

お知らせ ③ 7月中旬に今年度の保険料額および納付方法の通知が届きます

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。被保険者一人一人に対して計算した保険料額を通知します。なお、高齢者の医療確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所得割率などが変更されました。詳細は通知に同封の小冊子をご確認ください。

問 三重県後期高齢者医療広域連合(☎ 059-221-6883 FAX 059-221-6881)
または保険年金室(☎ 24-1179 FAX 24-1357)

桑名市国民健康保険に加入の人へ

お知らせ ① 7月下旬に新しい国民健康保険被保険者証(保険証)が届きます

すでに別の健康保険に加入している人で、新しい保険証が届いたときは、保険年金室、各地区市民センターまたはサテライトオフィスへ、加入されている健康保険の保険証と今回届いた保険証を持参して、国民健康保険の喪失手続きを行ってください。

なお、8/1(木)現在で70歳以上75歳未満の人は保険証と高齢受給者証が一体化しています。

お知らせ ② 8/1(木)から限度額適用認定証など認定証が更新されます

病院の窓口へ提示すると、窓口の一部負担金や入院時の食事負担額が減額される認定証を申請により交付します。8/1(木)以降の認定証の申請は7月中旬から受け付けます。現在認定証をお持ちで、引き続き必要な人も必ず申請してください。

なお、保険税に未払いがある世帯は認定証の交付、利用はできません。

お知らせ ③ 7月下旬に国民健康保険税納税通知書が届きます

4/1以降に国民健康保険に加入している人がいる世帯に、国民健康保険納税通知書を世帯主宛で郵送します。なお、地方税法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額および軽減措置所得基準額(均等割額・平等割額)が変更されました。詳細は通知書に同封の国保通信をご確認ください。

問 保険年金室(☎ 24-1174 FAX 24-1357)、保険税額については税務課(☎ 24-1150 FAX 24-1253)

共通事項 マイナンバーカードが保険証として利用できます

①国から示された健康保険証とマイナンバーカードの一体化の方針により、12/2(月)に保険証は廃止となります。なお、廃止時点で発行済みの保険証については、経過措置により保険証に記載されている有効期限までは使用できます。詳細は保険証に同封されているチラシをご確認ください。

②マイナンバーカードの保険証利用を登録している人は、市窓口での申請がなくても、医療機関などに設置してある顔認証付きカードリーダーで情報提供に利用同意することで、限度額適用認定証等として利用することができます。